

## 第5章 届出書の情報開示について

### 1) 秘密の情報に関する書類の作成方法

届出の内容に、生産技術上・営業上の秘密に係る情報がある場合には、届出書の「本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無」の欄に「有」を選択し、秘密とする内容を記載した書類を添付してください。秘密とする内容を記載した書類においては、次の（ア）～（ウ）について説明してください。なお、後日、秘密とする内容について確認の問い合わせをすることがあります。

- （ア）秘密情報の範囲が明確で適切な範囲であること
- （イ）秘密情報であることを客観的に説明できること
- （ウ）秘密情報が適切に秘密として管理されていること

秘密情報の具体的な判断基準が示されていますので参考にしてください。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条における秘密情報の審査基準について」

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/pdf/himitujyohoshinsakiyun.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/himitujyohoshinsakiyun.pdf)

### 2) 情報公開の流れ

府条例に基づく届出書の内容について、情報公開の求めがあった場合、届出先の各自治体の情報公開制度の手続きにそって個別に公開・非公開を判断することとなります。

また、情報公開の求めがあった際の該当する事業者への連絡等につきましても、各自治体によって手続きが異なりますので、詳しくは各自治体の窓口にお問合せください。